

安心して不育症治療を受けられるよう 治療費用を助成しています

潟上市では、不育症（妊娠しても、流産・死産を繰り返す病気）の治療を受けている方の経済的・精神的負担を軽減するため、治療費用の助成を行っています。（これは県で行っている「秋田県不育症検査費用助成事業」に該当された方に助成を行うものです。）

対象となる方 ※下記のすべてに該当する方が対象です。

- 夫婦（事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）のいずれか一方または双方が申請日において1年以上潟上市に住所を有すること。
- 医療機関で不育症と診断され治療を受けていること。
- 秋田県不育症検査費用助成事業の助成決定を受けていること。

助成の対象

不育症に関わる治療費（医療保険適用の有無を問いません。）

※差額ベッド代や食事代、文書料等、治療と関係のない費用は除きます。

助成額と申請期限

1年度につき30万円まで。秋田県不育症検査費用助成事業の助成決定を受けた日の属する年度の翌年度末日までに申請してください。

申請書類

- (1) 潟上市不育治療費事業申請書兼請求書
- (2) 不育治療医療機関証明書（医療機関で記入）
- (3) 秋田県不育症検査費用助成事業承認決定通知書
- (4) 夫婦の住民票（謄本）

※申請日から3か月以内に発行され、続柄・筆頭者が省略されていないもの。

ただし、事実婚の場合にあっては、続柄に「夫（未届）」、「妻（未届）」と記載があるものとする。

- (5) 指定医療機関発行の領収書と明細書の写し
- (6) 助成金振り込み先金融機関の通帳の写し

※住民票は同意書を記入することで添付を省略できます。

（転入等で潟上市が内容を確認できない場合は添付が必要です。）

お問い合わせ・申請先

潟上市役所子育て応援課 こども家庭センターかたるん

〒010-020 潟上市天王字棒沼台 226-1

電話 018-853-5372